

# 自動車地球温暖化対策実施方針

## 《 3 マイカー通勤多数 》

事業者名	深谷市	事業所名	深谷市役所本庁舎		
取組措置		具体的取組措置	H30	H31	H32
03	自転車への転換の推進	深谷市自転車の安全な利用の促進に関する条例を定めている。	○	○	○
( 01 )	自転車の安全利用の促進				
03	自転車への転換の推進	職員用駐輪場及び来客用駐輪場の維持管理	○	○	○
( 02 )	利用しやすい駐輪場の設置・維持管理				
04	時差通勤の実施	木曜日における窓口担当課の窓口延長に係る時差通勤(フレックス)	○	○	○
( )					
06	エコ通勤の推進	2km未満の自動車等使用者に対する通勤手当を廃止	○	○	○
( 01 )	自家用自動車の通勤手当及び許可基準等通勤制度の見直し				
06	エコ通勤の推進	庁内LANIにおいて、エコ通勤についての啓発を実施	○	○	○
( 04 )	エコ通勤キャンペーン等啓発活動の実施				
07	エコドライブの推進	庁内LANIにおいて、エコドライブについての啓発を実施	○	○	○
( 01 )	エコドライブの啓発				

# 自動車地球温暖化対策実施方針

07 エコドライブの推進	環境マネジメントシステム研修及び地球温暖化対策研修を実施	○	○	○
( 02 ) エコドライブ研修の実施				